

議案第 47 号

市道路線の廃止について

下記の市道の路線を廃止したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
C 第 7 6 9 号 線	狭山市大字堀兼字極印 2 1 0 9 番地先	
	狭山市大字堀兼字極印 2 1 0 9 番地先	
C 第 7 7 0 号 線	狭山市大字堀兼字極印 2 1 1 2 番地先	
	狭山市大字堀兼字富士見・2 1 3 9 番地先	
C 第 7 7 5 号 線	狭山市大字堀兼字極印 2 1 2 7 番地先	
	狭山市大字堀兼字極印 2 1 0 5 番地先	
C 第 7 7 6 号 線	狭山市大字堀兼字富士見・2 1 4 4 番 1 地先	
	狭山市大字堀兼字富士見・2 1 4 1 番 1 地先	
C 第 7 7 7 号 線	狭山市大字堀兼字富士隠レ 2 0 7 7 番地先	
	狭山市大字堀兼字富士見・2 1 5 2 番 2 地先	
C 第 7 7 8 号 線	狭山市大字堀兼字富士見・2 1 6 0 番 1 地先	
	狭山市大字堀兼字富士見・2 1 5 9 番地先	
C 第 7 7 9 号 線	狭山市大字堀兼字富士隠レ 2 0 8 9 番地先	
	狭山市大字堀兼字富士隠レ 2 0 8 6 番地先	
C 第 7 8 0 号 線	狭山市大字堀兼字富士隠レ 2 0 8 2 番地先	
	狭山市大字堀兼字富士隠レ 2 0 8 0 番地先	
C 第 8 3 4 号 線	狭山市大字上赤坂字月見ノ台 4 9 8 番 2 地先	
	狭山市大字堀兼字富士見・2 1 9 5 番 1 地先	
C 第 8 3 9 号 線	狭山市大字堀兼字中流 1 9 7 4 番 3 地先	
	狭山市大字堀兼字嵐山 2 4 9 0 番地先	

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
C 第 8 4 0 号 線	狭山市大字堀兼字嵐山 2 4 9 5 番 2 地先	
	狭山市大字堀兼字嵐山 2 5 3 7 番地先	
C 第 8 9 4 号 線	狭山市大字堀兼字上榛 2 3 8 3 番地先	
	狭山市大字堀兼字富士隠レ 2 0 6 9 番 1 地先	
C 第 8 9 6 号 線	狭山市大字堀兼字嵐山 2 5 1 8 番地先	
	狭山市大字堀兼字嵐山 2 5 2 1 番地先	
C 第 8 9 7 号 線	狭山市大字堀兼字嵐山 2 5 0 5 番 2 地先	
	狭山市大字堀兼字富士見・ 2 2 1 9 番 1 地先	
C 第 8 9 8 号 線	狭山市大字堀兼字嵐山 2 4 9 0 番地先	
	狭山市大字堀兼字嵐山 2 4 9 2 番地先	
C 第 8 9 9 号 線	狭山市大字堀兼字上榛 2 3 8 6 番 1 地先	
	狭山市大字上赤坂字野 4 6 9 番 1 0 地先	
C 第 9 0 8 号 線	狭山市大字堀兼字上榛 2 4 1 3 番 2 地先	
	狭山市大字堀兼字上榛 2 4 1 2 番 1 地先	
C 第 9 0 9 号 線	狭山市大字堀兼字上榛 2 4 1 6 番 1 地先	
	狭山市大字堀兼字上榛 2 4 1 7 番地先	
C 第 9 1 0 号 線	狭山市大字堀兼字上榛 2 4 2 0 番 2 地先	
	狭山市大字堀兼字上榛 2 4 2 1 番地先	
C 第 9 1 1 号 線	狭山市大字堀兼字上榛 2 4 2 3 番 3 地先	
	狭山市大字堀兼字上榛 2 4 2 3 番 1 地先	
C 第 1 0 6 4 号 線	狭山市大字堀兼字上榛 2 4 0 6 番地先	
	狭山市大字堀兼字上榛 2 4 0 6 番地先	
C 第 1 0 6 5 号 線	狭山市大字堀兼字上榛 2 4 0 8 番 2 地先	
	狭山市大字堀兼字上榛 2 4 0 7 番 1 地先	
幹 第 4 7 号 線	狭山市大字堀兼字大河内 2 3 8 2 番 3 地先	
	狭山市大字上赤坂字妻恋ヶ原 5 9 3 番 3 地先	

平成25年6月4日提出

狭山市長 仲川 幸成

提案理由

県道所沢堀兼狭山線の供用開始に伴い、県道区域内に含まれる市道の路線を廃止したいので、この案を提出するものである。